

一般競争入札の公告

高速1号線 トンネル地表面観測業務（その2）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年9月13日

広島高速道路公社 理事長 石岡 輝久

1 業務概要

- (1) 業務名 高速1号線 トンネル地表面観測業務（その2）
- (2) 業務場所 広島市東区馬木7丁目、8丁目及び馬木町地内
- (3) 業務内容 本件業務は、広島高速1号線 福木トンネル直上部周辺地において地表面の変動（水平・高さ方向）の有無を確認するため配置している観測用基準点・水準点の点検及び精度管理を行うものである。
- | | | |
|--------------------------------|----------------------|------------------------|
| ○ トンネル地表面変位観測1
GNSS測量 | (水平方向変位観測)
17 観測点 | 観測頻度 : 3ヶ月毎
観測回数 2回 |
| ○ トンネル地表面変位観測2
水準測量[3級水準測量] | (鉛直方向変位観測)
25 観測点 | 観測頻度 : 3ヶ月毎
観測回数 2回 |
| ○ 調査資料整理 | 1 式 | |
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 広島高速道路公社における平成29・30年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録をされており、かつ、広島県における平成29・30年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に、「測量一般」において測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく登録をされている者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当していないこと。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
- ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から入札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (7) 広島市内に本店を有する、又は広島県内に本店を有し広島市内に支店等（継続して契約権限等を受任しているものに

限る。)を有する者であること。

(8) 平成19年度以降に完了及び引渡しを行った、「GNSS (GPS) 測量」又は「水準測量」の業務実績(再委託による業務実績を除く。)を有する者であること。ただし、対象業務は国、都道府県、政令市、高速道路6社又は道路関係公社の発注業務に限る。

(9) 管理技術者に、次の資格保有者を配置できること。
測量士

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話(082)508-6848

イ 業務内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部保全課保全係 電話(082)508-6822

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から平成29年9月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<http://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から平成29年9月21日(木)午後5時00分まで(必着)

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送、持参及び電送によるものは受け付けない。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して平成29年9月27日(水)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書の郵送方法等

ア 日時 平成29年10月6日(金) 午前10時00分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。

・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・郵送先は上記(3)イに掲げる場所とする。

・到達期限は、平成29年10月5日(木)の午後5時00分までとする。

エ 立会 入札参加者(入札参加者の代理人を含む。)は、開札に立ち会うことができる。

(6) 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

5 入札保証金及び契約保証金等について

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付(契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付)

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のないものに該当する。

6 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件業務は、調査基準価格を設定しており、落札者となるべき者の入札価格がこれを下回る場合は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第26条に基づく調査(以下「調査」という。)を行った上で、後日落札決定する。調査は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定める「測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基準のすべてを満たさない場合は、落札者とはしない。

(2) 低入札価格者を落札者とした場合の措置

低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、受注者に対し、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

ア 現地作業を伴う業務においては、管理技術者はすべての現地作業日において現地に常駐しなければならないものとする。複数の場所において同時に作業を行う場合は、管理技術者と同等の者(業務内容に応じた資格保有者又は同等の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。)を現地に常駐させること。なお、同等の者については、再委託者であってはならない。また、管理技術者が常駐している写真及び業務日報を作業のあった翌日の午前中までに調査職員に提出すること。

イ 点検測量を伴う業務においては、管理技術者が作業に立会を行うか、自らが実施しなければならないものとする。また、実施状況の写真及び資料について、調査職員に提出すること。

ウ 現地踏査及び調査を伴う業務においては、管理技術者自らが調査を行わなければならないものとする。また、現地踏査及び調査完了時に調査職員に調査報告書を提出すること。

エ 照査技術者の選任を要する業務においては、建築関係建設コンサルタント業務を除き、受注者が自ら実施

する照査とは別の第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を、受注者の費用負担において実施しなければならないこととする。この場合において受注者は、自ら実施した照査結果と併せて第三者照査の結果を提出するものとし、業務完了時の打合せにおいては、第三者照査を実施する者（以下「第三者照査者」という。）が選任した照査技術者（以下「第三者照査技術者」という。）が管理技術者と共に調査職員に対して報告するものとする。

オ 第三者照査者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

（ア）受注者と次のいずれの関係にある者でないこと。

- ① 受注者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
- ② 受注者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
- ③ 受注者の親会社の子会社
- ④ 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者
- ⑤ その他受注者と前記①から④までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

（イ）締結する契約の該当する業務部門において、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けている者であること。

（ウ）当該低価格入札の開札日において、広島高速道路公社の指名停止措置の対象となっていないこと。

カ 第三者照査技術者は、受注者において選任した照査技術者と同等の者であること。

キ 受注者は、業務着手までに、第三者照査選任届に第三者照査者による確約書を添えて提出するものとする。

ク 第三者照査者が、照査業務を誠実に実施しなかった場合には、受注者及び当該第三者照査者に対して、指名停止措置を行うことがある。

ケ 第三者照査者及び第三者照査技術者は、真にやむを得ない場合を除き、調査時に提出した調査資料等に記載した第三者照査者及び第三者照査技術者と同一でなければならない。また、第三者照査選任届提出後の第三者照査者及び第三者照査技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。

7 その他

（1）入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款及び設計図書に従い入札すること。

（2）入札参加者は、関係法令を遵守すること。

（3）設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（4）提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。

（5）申請書に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと扱う場合がある。

（6）入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、入札前に公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

（7）公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以上